

平成 19 年 10 月 19 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人  
アカウントティング・サポート部

**企業会計基準公開草案第 21 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準(案)」及び  
企業会計基準適用指針公開草案第 26 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適  
用指針(案)」に対する意見**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 19 年 9 月 4 日付で公表されました表記公開草案(以下「会計基準案」、「適用指針案」)について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

**(1) 会計基準案 第 6 項 事業セグメントの定義**

【意見】 収益を稼得していない「立ち上げ中の事業」とは、例えば、新工場の開設、新製品及びサービスの導入、新地域での事業経営、新顧客層への事業展開、既存の工場における新たな製法の導入、新たな事業の立ち上げ等に伴い、先行投資を行っている事業について内部で財務情報を分離して把握している場合が想定されることを明示してはどうか。

【理由】 事業セグメントの定義に関して、第 6 項(1)において「収益を稼得し」と言う要件が示されているのに対し、但し書きで収益を稼得していない事業活動が事業セグメントとなりうる例外として「立ち上げ中の事業」をあげており、その範囲等に関して具体的な説明を行うことが有用ではないかと考えられる。

**(2) 会計基準案 第26項及び第78項 報告セグメントの区分方法の変更について**

【意見】 組織変更等によりセグメント区分方法の変更を行う場合も、会計方針の変更に該当しない旨を明記してはどうか。

【理由】 マネジメント・アプローチを採用する限り、当該変更は内部管理資料の作成方法の変更と考えられ、会計方針の変更には該当しないと考えるが、マネジメント・アプローチは新しい概念であるため、その点を明確に記載することが有用と考えられる。

**(3) 適用指針案 第4項 持分法適用会社の取り扱い**

【意見】 連結財務諸表上、持分法が適用されている会社についてのセグメント情報として「財務情報の金額や、このうちの比例持分の金額」が開示される可能性があることが示されている。このことは、連結財務諸表上は、持分法が適用されている場合であっても、内部的には全部連結あるいは比例連結により業績を把握している場合があり、こうした場合のセグメント情報の開示を指していると考えられるが、その旨を明記してはどうか。

【理由】 持分法適用会社について、連結財務諸表とは異なり、全部連結あるいは比例連結により、セグメント情報を開示することもあるというのは、マネジメント・アプローチという新しい概念が導入されたことによるものであるため、「財務情報の金額や、このうちの比例持分の金額」が具体的にどのような状況を示しているのかについての説明を加えた方が、より理解しやすいのではないかと考えられる。

**(4) その他表現等**

【意見】 「会計基準案 第30項 地域に関する情報」の1行目において、「企業は、事業活動を行う地域について、次の事項を記載する。」とあるが、「企業は、地域に関する情報として、次の事項を記載する。」としてはどうか。

【理由】 従来のがわが国のセグメント情報では、出荷地を基準として開示される「所在地別セグメント情報」と仕向地を基準として開示される「海外売上高」の双方が開示されてきた。今回の基準案における「地域に関する情報」では、「国内の外部顧客への売上高に分類した額と海外の外部顧客への売上高に分類した額」の開示が求められているが、これは前者の出荷地を基準とした開示ではなく、仕向地を基準とした開示を要求していると理解される。しかしながら、「事業活動を行う地域」と表現すると、出荷地を基準とした開示を要求しているとも理解されるのではないかと考えられる。

以上